

共謀罪

コンメンタル(9)
盗聴・司法取引・共謀罪がセットになると
どうなるか

葬り去るまでCOUNT・DOWN

共謀罪に反対する
市民連絡会・関西

9

(連絡先)
市民共同オプス SORA
TEL06-7777-4935)



盗聴・司法取引の後ろから、 共謀罪がやってくる!!

共謀罪新設について、マスコミが大きく報道を始めました。現在、継続審議中の刑事訴訟法一部改正(盗聴法改悪や司法取引の新設など)に続いて、共謀罪までできてしまうとどうなるか。

盗聴法改悪で、第三者の立会いのない大量の盗聴が可能になります。盗聴した通話者の中から選んで、たとえばAさんを逮捕する。令状自動販売機と言われる裁判所には盗聴や逮捕へのチェックはほとんど期待できません。逮捕されたAさんが司法取引をして、AさんとBさんが何かの共謀をしたという調書ができれば、Bさんをその共謀罪で逮捕・起訴できます。司法取引したAさんは不起訴・釈放。また、まずAさん、次にBさんというのではなく、盗聴からわかった仲間づきあいのある何人かを同時に逮捕すれば、釈放されたくて、あること・ないことを仲間同士で我先に競争して司法取引する人が出てくるかもしれません。

こんな場合、何の共謀もなかったとしても、目配せだけでも成立する「共謀」にはそもそも客観的証拠がないし、アリバイで反論できないような起訴がされるでしょう。そうすると、えん罪を証明するのはほぼ不可能。

つまり、盗聴+司法取引+共謀罪がセットになると、共謀があろうとなかろうとといったん起訴されれば、無実の罪を晴らす望みはほとんどなくなるのです。

現在、盗聴法改悪と司法取引などを内容とする刑事訴訟法一部改正案が継続審議となっています。もし共謀罪ができれば、いずれ共謀罪も盗聴や司法取引の対象になるのは間違いありません。

政府は、共謀罪法案(正確には「組織的犯罪処罰法改正案」)をいつ国会に提出しようとしているのか。テロ対策を理由に来年サミットまでに、とか、来年の通常国会はない、とかいろいろ報道されています。しかし、いずれにせよ、共謀罪の新設は必要だが、3度廃案になっているから提出の時期を慎重に検討する、というものです。要するに、反対世論の動向を見ながら、必ず成立させることのできるタイミングを慎重に見計らっているのです。

▼共謀罪のおかしさ

共謀罪ができれば、700近い行為についての共謀が犯罪として処罰される。マスコミは「殺人など重大な犯罪の謀議」と報道しているが、とんでもない間違いだ。万引きも公衆トイレの落書き(建造物損壊)も労働組合の団交(逮捕監禁)も消費者団体の不買呼びかけ(組織的威力業務妨害)もすべて、共謀するだけで処罰される可能性がある。

しかも、たとえば公衆トイレの落書きや労働組合の団交は、今の法律では未遂も予備(準備)も処罰されない。ところが、共謀をすればそれだけで処罰される。テロ対策を口実にすれば、こんなおかしなことがまかり通るのか!!

盗聴法改悪・司法取引は廃案に追いこもう!!
共謀罪法案は国会提出を阻止しよう!!